

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の2018年4月1日時点の人口は、8,502人(男性4,001人、女性4,435人)となっており、65歳以上人口は3,593人(42.3%)、うち75歳以上人口は2,199人(25.9%)と、高齢化が進んでいる。就職や結婚等における転出により20～30歳前半までの人口が極端に少なく、中高年に厚みのある人口構成となっている。

総人口については、一貫して減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も人口減少は止まらず、人口は2040年に5,101人、2060年に2,974人と推計されている。要介護率が上昇する75歳人口の割合も高まり、2040年には生産年齢人口(15～64歳)とほぼ同数となると推計されている。

産業構造については、全551事業所のうち、①建設業139、②卸売業・小売業114、③製造業82となっている。就業者数では、男性就業者については、多い産業から①建設業728人②製造業647人③農業・林業256人④卸売業・小売業248人、女性就業者では①製造業547人②医療・福祉413人③卸売業・小売業310人④建設業135人となっている。

町内企業者の実態については、ほぼ全ての事業所が中小企業者であるが、本町の経済活動に占める割合はかなり大きい。

このまま予想通りに人口減少が進んだ場合、生産人口の急激な減少、高齢者人口比率の上昇など様々な課題が発生し、白川町の産業にも、人手不足、後継者不足などの影響が予想され、中小企業者の衰退、消費・経済活動の低迷により、さらなる人口減少が懸念され、悪循環を招く恐れがある。このため、本町の経済活動の中心である中小企業者の先端設備の導入を促すことにより、人手不足、後継者不足による町内産業の衰退に歯止めをかけ、町内中小企業者の発展、消費・経済活動の持続的発展を推進する。

(2) 目標

白川町の特色ともいえる農林業や建設業、それに関連する製造業などを中心に中小企業者の持続的発展を目指し、人手不足に対応した事業基盤の構築を図るとともに、後継者が引き継ぎたい、就職したいと思えるような企業にしていくことが必要である。白川町では、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の雇用の安定化を図り、就業者数(生産年齢人口)の減少に歯止めをかけるため、先端設備等導入計画の認定事業所数について、3年間で15件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者について年率3%以上の労働生産性向上を目標とする。

2 先端設備等の種類

白川町の産業・就業構造は、農林業、木材・木製品製造業、金属製品加工の製造業など、多様な業種が経済、雇用を支えており、本町の事業者の生産性の向上を実現するためには、多用な産業の、多用な設備投資を支援する必要があることから、生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に規定する全ての先端設備を対象とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本町は、東西約 24km、南北約 21kmで 237.89k m²と 広大な面積を有しており、その約 87%が山林である。地勢は、海拔 150mから 1,223mと高低差が激しく、平野部はわずかで可住地面積は全の 5%程度である。町の西端を木曾川水系の飛騨川が流れ、それにそそぐ、佐見川、白川、黒川、赤川が扇状に東側に伸びており、それらの流域に中小企業者が点在している。町内全域に中小企業者が点在していることから、対象地域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

山間部においては、本町の特産である美濃白川茶、東濃桜の生産、加工が盛んであり、流域沿いの商業地区においては、製造業が盛んとなっており、多種多様な業種がある。また、生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品、新技術、新サービスの開発など多用なことから全ての業種において、労働生産性が年率3%以上見込まれる事業であれば、幅広く事業を支援したい。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画

国が同意した日から3年間。

(2) 事業者が作る計画

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際して配慮すべき事項

人員削減を目的とした設備投資は、先端設備等導入計画の対象としない。

公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。